## 不適切な服務管理

環境農林水産総合研究所 て、理事長が指定するとされる方式の定めが無い。	対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所非常勤職員就業規則】 (出退勤) 第6条 非常勤職員は、定刻に出退勤したことを証するため、理事長が指定		て、理事長が指定するとされる方式の定めが無い。 実態として、職員(再雇用職員を含む。)は、出退勤時に「勤怠管理システム」により打刻を行い、日々の出退勤状況が記録され、非常勤職員は、「出勤簿(紙)」により出退勤状況が記録されている。 また、職員が打刻を失念した場合や打刻の際に読取機械に誤作動があった場合は、出退勤時間が表示されず、「打刻エラー」として記録される。 出退勤管理者(直属の上司等)が、職員の勤務状況を確認しているとのことであるが、「勤怠管理システム」による是正等を行わず、放置されたままであった。  【「打刻エラー」の状況】  人数 延べ件数 事実発生時期  66名 176件 平成27年4月1日~平成28年3月31日  【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所職員就業規則】(出退勤) 第7条 職員は、定刻に出退勤したことを証するため、理事長が指定する方	員就業規則第6条に規定する「理事長が指定する方式」を定められたい。 また、これに係る運用の定めを早急 に整備し、出退勤管理者は、職員の出	条に規定する「理事長が指定する方式」 を定めるとともに、出退勤管理者に対 し、職員の出退勤管理を適宜行うよう、
		(出退勤) 第6条 非常勤職員は、定刻に出退勤したことを証するため、理事長が指定		

- 監査(検査)実施年月日(委員:平成29年1月13日、事務局:平成28年11月7日から同月8日まで)